

# 雇用保険関係手続支援サービスについて



平成 23 年 1 月 4 日より、ハローワークインターネットサービスにて「雇用保険関係手続支援サービス（以下、本サービス）」が提供されています。

本サービスは、雇用保険関係の手続きに必要な次の 2 つのサービスを提供します。

- ①申請・届出等の様式のダウンロード
- ②画面入力による申請・届出等の作成

**本サービスのご利用にあたっては下記の注意事項を必ずお守りください。**

## 【注意事項】

- ①ハローワークインターネットサービスに記載されている「印刷時の注意事項」および「利用上の注意」は**全部お読みのうえ必ずお守りください**。
- ②本サービスは、雇用保険関係の手続きに必要な申請書等を作成する際の支援を行うものであり申請等の手続きを完了するものではありませんので、ダウンロードまたは作成した申請書等は印刷し、**ハローワークの窓口でお手続きください**。
- ③印刷時には、A 4 の白色用紙に**等倍で印刷**してください。申請書等は光学式文字読取装置（OCR）で読み取ったりするため、等倍印刷以外の申請書等は読み取り不能となります。  
**等倍印刷以外の申請書等は窓口で受理できません**のでご注意ください。
- ④再就職手当等の支給は、**期限内にハローワークへ来所して就職日の前日までの失業の認定を受けた(就職報告)**上で、基本手当の支給残日数が、所定給付日数の 3 分の 1 以上あること等の要件を満たした場合に支給可能となります。  
**就職報告をしていない場合は支給できません**のでご注意ください。
- ⑤申請等には添付書類が必要となります。詳しいことはハローワークの窓口でご確認ください。